

重要事項説明書（訪問介護サービス）

訪問介護サービスの提供にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当ステーションの重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 上関福祉会
主たる事業所の所在地	山口県熊毛郡上関町大字長島1390番地
代表者名	理事長 井原 久治
電話番号	0820-65-5110
介護保険法令に基づき山口県知事から指定を受けている事業所名称（指定番号）及び居宅介護サービスの種類	上関町ヘルパーステーション (山口県 3577300233) 訪問介護
管理者名	施設長 溪山 浩範
所在地	山口県熊毛郡上関町大字長島1561番地1
電話番号	0820-65-5117

2 事業の目的及び運営の方針

(一) 事業の目的

訪問介護事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者が要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(二) 運営の方針

訪問介護計画に基づき、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助に努める。

3 事業所の職員体制

職種	勤務形態	人数	職務内容
管理者	常勤兼務	1名	事業所の管理、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行う。
サービス提供責任者	常勤兼務	2名	事業所に対する訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画作成等を行う。
訪問介護員	常勤兼務 常勤専従 非常勤	2名 2名 6名	訪問介護の提供に当たる。
事務員	非常勤	1名	必要な事務を行う。

4 通常の事業の実施区域

通常の事業実施区域は、上関町の区域です。

5 営業日及び営業時間

(一) 営業日

月曜から土曜日までとする。(ただし、12月29日から1月3日まで及び法人の指定した日は除く。)

(二) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとします。

6 利用料及びその他の費用

(一) 利用料

- ・お客様の要支援度に応じた支給限度額内でのご利用の場合、介護保険法に定める介護給付費（利用料）の原則1割がご本人負担分です。また所得に応じて、2割または3割となります。(負担割合証をご確認ください)

- ・支給限度額を超えるサービス利用の場合は全額がご本人負担となります。

- ・加算対象サービス

平常の時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増金額は、介護保険の支給限度額内であれば、介護保険給付の対象となります。

早 朝	午前6時～午前8時	25%
夜 間	午後6時～午後10時	25%
深 夜	午後10時～午前6時	50%

区 分	単位	介護サービス費	利用者負担金 (1割負担)	内容
初回加算	200/回	2,000 円	200 円	新規に訪問介護計画書を作成する利用者に対して、初回訪問と同月内にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合
緊急時訪問加算	100/回	1,000 円	100 円	利用者やその家族等の要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画書にない訪問介護（身体介護）を行なった場合
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	(基本サービス費+加算・減算)×18.2%			基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している

(二) キャンセル料

現在のところ、いたしません。但し、急な体調の変化等によりサービス利用が困難になった場合以外のキャンセルはお控えください。

(三) 交 通 費

町内の方のご利用者は、いたしません。

7 緊急時の対応方法

- (一) 利用者の主治医等、関係医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また、ご指定の緊急連絡先に連絡いたします。
- (二) 事故が発生した場合、すみやかに県、上関町、家族、担当ケアマネージャーに連絡いたします。
- (三) 安否確認の入室に係る同意について
ヘルパーの訪問時、施錠されておらず返答がない時は、安否確認の為の入室を希望されますか。
- ・希望する ・希望しない

8 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、下記窓口です。

苦情受付担当者 上関町ヘルパーステーション
サービス提供責任者 山 口 奈 美

苦情解決責任者 施設長 溪 山 浩 範
住 所 山口県熊毛郡上関町大字長島 1 5 6 1 - 1
電 話 0 8 2 0 - 6 5 - 5 1 1 7
F A X 0 8 2 0 - 6 5 - 0 5 6 6

上関町役場 健康福祉課介護保険係
住 所 山口県熊毛郡上関町大字長島 5 8 3 - 1
電 話 0 8 2 0 - 6 2 - 1 7 7 7
F A X 0 8 2 0 - 6 2 - 1 5 4 1

山口県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口
住 所 山口県山口市朝田 1 9 8 0 - 7
電 話 0 8 3 - 9 9 5 - 1 0 1 0
F A X 0 8 3 - 9 3 4 - 3 6 6 5

第三者委員

光 寿 光 夫	山口県熊毛郡上関町大字長島 4 5 4 2 番地
松 中 一 夫	山口県熊毛郡上関町大字室津 3 9 5 番地第 5 地
岩 木 和 美	山口県熊毛郡上関町大字長島 7 7 0 番地

9 虐待の防止の為の措置に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとする。

- (一) 虐待の防止に関する責任者の設置

責任者：溪山 浩範

- (二) サービス従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修の実施

- (三) その他虐待防止の為に必要な措置

当該事業所のサービス従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人等利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町に通報するものとします。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行なう調査等に協力するものとする。

その他重要事項

- (一) 研修等により訪問介護員の資質向上を図ります。
- (二) 従業者は業務上知り得たお客様、又はそのご家族の秘密を保持します。
- (三) 従業者でなくなった後もお客様、ご家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。